

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 31 日

都道府県民生主管部（局）

介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日からの地域密着型通所介護の施行（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）に伴う関係省令、報酬告示、通知について、平成 28 年 3 月 31 日に公布・発出されたこと等により、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 28 年 2 月 29 日付け事務連絡）の一部を追加又は変更し、確定版として作成しましたので送付いたします。

ついては、貴管内市町村等の関係する全ての担当者へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先>

厚生労働省 電話 03-5253-1111（代）

（インタフェース（下記Ⅳ）関係）

介護保険計画課 システム管理指導官 松田

監理第二係長 長尾（内線 2166）

（地域密着型通所介護（下記Ⅰ）関係）

振興課 基準第二係 中村、植竹（内線 3987）

（高額介護予防サービス費相当事業（下記Ⅱ）関係）

振興課 地域包括ケア推進係 志村（内線 3986）

<添付資料>

- ・ 資料番号は、平成 27 年 3 月 31 日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」から引用している。
- ・ 資料Ⅳ－1 2 及び資料Ⅳ－1 3 は、新規追加した資料である。
- ・ 前回(平成 28 年 2 月 29 日)事務連絡から追加・変更があった資料は、以下の資料名に網掛けをしているものであり、資料中の追加・変更箇所は青字で記載している。(2 月 29 日から変更がない部分は赤字で記載)

I 地域密着型通所介護関係資料

資料 1 介護報酬の算定構造

資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 1 2 年 3 月 8 日老企第 4 1 号）

資料 6 地域区分の見直しについて

資料 8 介護給付費請求書等の記載要領について

II 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料

資料 1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

(変更内容)

- ・ 高額介護予防サービス費相当事業等の国保連への委託可否の変更

IV 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料

資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更点について

(主な変更内容)

- ・ 高額介護予防サービス費相当事業等の国保連への委託可否の変更
※高額医療介護合算にかかるインタフェース変更については別途通知予定
- ・ 個人番号創設に係る文言整理

資料 7 平成27年度制度改正受給者異動連絡票作成パターン

資料 12 平成28年度制度改正事業所異動連絡票作成パターン
(新規資料)

資料 13 平成27年度制度改正保険者異動連絡票作成パターン
(新規資料)